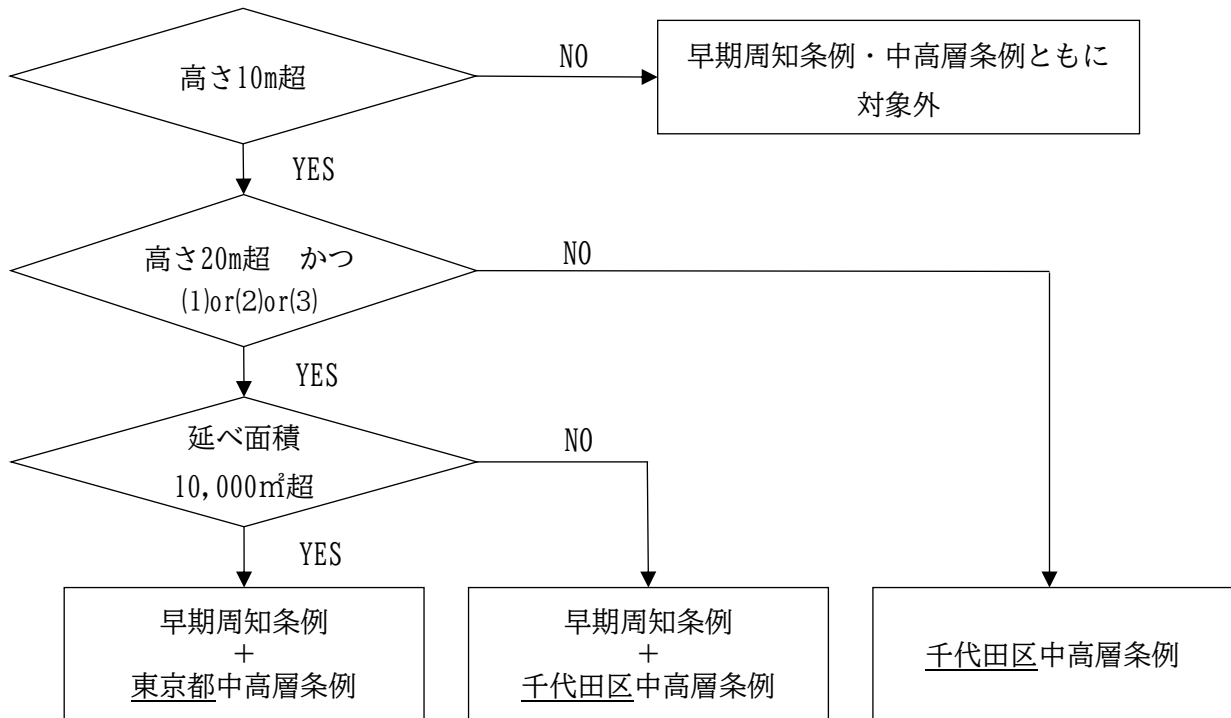


中高層条例・早期周知条例の概要

1 条例の対象



- (1) 延べ面積が3,000㎡以上。
 - (2) 建築物の計画敷地境界線から10mの範囲内に学校等の敷地がある。
 - (3) 学校等に一定の日影の影響を及ぼす。(建築物の高さに相当する水平距離の範囲内で、冬至日において真太陽時の午前9時から午後3時までの間に当該建築物の日影が及ぶ範囲内に学校等の敷地がある。)
- ※「学校等」の定義は早期周知条例手引 2 ページを参照のこと。

2 条例の手続 (※1)

	近隣住民等	建築主	区
早期周知条例	標識を見て計画を知る 説明会に参加して計画を知る	お知らせ標識設置 ↓ 説明会の実施 (※2) <small>標識設置後60日</small>	お知らせ標識設置届提出 説明会報告書提出
千代田区中高層条例	標識を見て計画を知る 個別訪問又は説明会により計画を知る	お知らせ標識設置 ↓ 説明会等の実施 (※2) <small>標識設置後15日又は30日 (※3)</small> ↓ 建築確認等の申請 (※4)	標識設置届提出 説明会等報告書提出

- ※1 条例の手続を大幅に簡略化して示した。詳細な手続については手引を参照のこと。
- ※2 対象範囲については、早期周知条例手引 6 ページ、中高層条例手引 6 ページを参照のこと。
- ※3 延べ面積が1,000㎡を超え、かつ高さが15mを超える建築物は30日。
それ以外の建築物（延べ面積が1,000㎡以下、又は高さが15m以下である建築物）は15日。
- ※4 「建築確認等の申請」とは中高層条例施行規則第5条第1号「ア」から「ヌ」（中高層条例手引27～29ページ）の申請をいう。